

## ○国家公務員共済組合連合会監査規程

(平成6年7月1日)

平成28年1月5日共済連本監第1号 令和3年7月28日共済連本監第27号

### (監査の目的)

第1条 監査は、国家公務員共済組合連合会(以下「連合会」という。)の業務の改善及び合理化を図り、あわせて会計経理の適正を期すことを目的とする。

### (監査機関)

第2条 監査は、次に掲げる場合に、理事長が連合会の役員又は職員に命じて行わせるものとする。ただし、病院又は共済会館における第1号及び第2号に掲げる監査は、別に定めるところにより、理事長が病院長又は共済会館総支配人に実施させるものとする。

(1) 毎事業年度末日現在

(2) 出納主任(代理出納主任、分任出納主任及び出納員を含む。)に異動があった場合

(3) その他理事長が必要と認める場合

2 監査に関する事務は、監査室において総括する。

### (監査の範囲)

第3条 監査は、法令及び規程等に基づく業務の執行、人事の管理、財産の管理状況並びに予算の執行の適否について行う。

### (監査の方法)

第4条 監査の方法は、書面監査及び実地監査とする。

### (監査計画及び監査の通知)

第5条 第2条第1項第3号に掲げる監査のうち、定期に行う監査(以下「定期監査」という。)は、毎事業年度当初に監査の実施時期、監査対象施設等を定めた監査計画をたて、これに基づいて実施するものとする。

2 定期監査に当たっては、あらかじめ監査を受ける施設の長に必要な事項を通知して行うものとする。

3 随時に行う監査は、理事長が必要と認めた場合に適宜実施するものとする。

### (監査員)

第6条 監査を命じられた役員又は職員(以下「監査員」という。)は、連合会の業務運営の実態を把握して、監査を有効適切に行うように努めなければならない。

2 監査員は、監査の実施に当たっては、指導的態度を旨とし、特に次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 事前に打合せを行う(定期監査の場合に限る。)等の方法により、監査を受ける施設の業務の執行を著しく妨げないように努めること。

(2) 事実の確認については、監査を受ける施設の担当職員の説明を十分に聴取し、公正な判断をするように努めること。

(3) 監査によって知り得た秘密を他に漏らしてはならないこと。

(資料の提出等)

第7条 監査員は、監査の実施に当たっては、監査を受ける本部の部（室）長及び施設の長並びにその所属の職員の立会い、資料の提出、物件の提示又は関係事項の説明を求めることができる。

(監査への協力)

第8条 監査を受ける本部の部（室）長及び施設の長並びにその所属の職員は、監査の実施に協力しなければならない。

(監査の結果の処理)

第9条 監査員は、監査を終えたときは、速やかに監査報告書を作成し、理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、監査の結果、改善その他の措置を要すると認める事項があるときは、本部の監査については理事長に、施設の監査については当該監査を受けた施設の長に必要な指示をするものとする。

3 前項の指示を受けた理事長又は施設の長は、遅滞なく、指示事項に関する処理方針及び措置について、理事長に報告しなければならない。

(元帳の記録)

第10条 監査員は、監査を終了したときは元帳の表紙裏の余白に監査した旨及び実施年月日を記載し、記名するものとする。

附 則

この規程は、平成6年7月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

1 この改正は、平成17年4月1日から施行する。

2 物資経理に係る残余財産の処分が終了するまでの間は、改正前の合同庁舎食堂に関する規定は、なおその効力を有する。

附 則

この改正は、平成 26 年 4 月 11 日から施行する。

附 則(平成 28 年 1 月 5 日共済連本監第 1 号)

この改正は、平成 28 年 1 月 5 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日より遡及して適用する。

附 則(令和 3 年 7 月 28 日共済連本監第 27 号)

この改正は、令和 3 年 7 月 28 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日より遡及して適用する。